

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、常に原理原則で考え、当社および当社グループの健全かつ継続的な成長を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しています。その実効性を確保するため、監査役会設置会社の形態を採用し、経営の意思決定と業務執行を監査役および取締役が的確に監査・監督することで、事業の健全性とリスク管理を担保しております。また、健全な事業経営の基盤として、コンプライアンスを重視し、当社および当社グループの全役員・全従業員に対し、倫理観・遵法精神の徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	20,305,484	33.87
SBIイノベーションファンド1号	6,756,756	11.27
株式会社リトル・アイ	2,301,100	3.84
株式会社SBI証券	1,277,800	2.13
松井証券株式会社	912,300	1.52
株式会社マイナビ	688,000	1.15
本橋 和文	626,500	1.05
金 哲	566,000	0.94
今田 幸三	500,700	0.84
柏温泉リゾート株式会社	500,000	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況については、2019年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係について、当社のその他の関係会社である株式会社光通信は、当社議決権の39.08%(間接所有分5.21%含む)を保有する当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用会社であります。株式会社光通信との人的関係については、当社は2019年3月31日現在、同社より取締役1名、監査役1名を招聘しており、業務支援を目的に同社より出向者を5名受け入れております。また、当社は株式会社光通信との間で、資本提携及び業務提携に関する基本合意書並びに業務提携強化に関する基本合意書を締結しており、長年にわたり協力関係を構築しております。もっとも、当社の経営方針・事業活動等に対する同社からの制約はなく、当社の経営方針及び事業活動等は当社独自の基準及び判断に基づいて行われており、上場会社として一定の独立性が確保されていると認識しております。さらに、当社では、取締役6名のうち3名の独立社外取締役を、監査役4名のうち3名の独立社外監査役を確保しており、役員構成面においても、独立性の確保が担保される体制を採ることができていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
平田 英之	公認会計士														
橋爪 静夫	他の会社の出身者														
倉嵐 喬	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田 英之			同氏が公認会計士として企業会計等について専門的な見識を有しており、当社の経営に有益な助言を頂けるものと判断したためであります。
橋爪 静夫			同氏が豊富な企業経営等の経験と見識を有しており、当社の経営に有益な助言をいただけるものと判断したためであります。
倉嵐 喬			同氏が豊富な企業経営等の経験と見識を有しており、当社の経営に有益な助言をいただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、4名の監査役によって月1回定期的に開催されております。
 監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及び社内的重要な会議へ出席するほか、代表取締役との定期会議を行っております。また業務・財産の調査等を実施するとともに、内部監査室並びに会計監査人との連携により監査機能を充実し、モニタリング機能を果たしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川合 宏一	税理士													
竹中 由重	弁護士													
近藤 武雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川合 宏一			同氏は、税務・会計等に関する高い知見を有しており、同氏の知見を活かして社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

竹中 由重		同氏が弁護士としての経験と専門知識を有しており、同氏の知見を当社の監査に活かしていただくためであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。
近藤 武雄		同氏が豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。独立役員との関係に関し、取引についての軽微基準は、以下のとおりであります。

当社の直近決算期の連結売上高および連結売上原価に占める、社外役員の重要な兼任先である会社との取引高の割合、ならびに開示書類等から合理的に推計できる、社外役員の重要な兼任先である会社の直近決算期の連結売上高および連結売上原価に占める当社との取引高の割合が、いずれも10%未満であること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

現在のところインセンティブ制度としては導入しておりませんが、取締役の報酬は各事業年度の業績を踏まえて合理的に決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社では有価証券報告書および事業報告上において、取締役、監査役それぞれについて、社内、社外の別に、それらの者に対して支払った総額の報酬等の額を開示しております。

2019年3月期につきましては、取締役7名に対し10百万円、監査役4名に対し6百万円の報酬等を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会開催の都度、事前に情報伝達を行うと共に、経営に与える影響が大きい議案に関しては事前説明を行っております。また監査役に関しましては、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役が内部監査部門の職員に監査業務に必要な事項を指揮命令することができるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行機能につきましては、以下の機能を備えております。

取締役会においては、戦略的かつスピーディーな経営を実現し、競争力の維持・強化を図るために、経営の意思決定と業務執行の監督および会社法に基づく決議事項について、積極的な議論のうえに決定することを旨としております。また、監査役4名も出席し取締役の職務遂行を監視しております。また、執行役員制度の導入により経営情報の迅速な把握に努め、効率的に経営に反映させております。内部統制につきましては、社内業務全般にわたり職務分掌および職務権限を整備することにより、明文化されたルールのもとで各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行しており、内部監査によるモニタリングを実施しております。

(2)内部監査機能については、以下の機能を備えております。

社長直轄の独立した組織として内部監査室部門を設置し、毎期計画的に各部門の業務の遂行状況について監査を行うと共に、法令・社内諸規則の遵守や不正リスクの予防などについての状況を検証しております。監査役会は、4名の監査役によって月1回定期的に開催しております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会および社内の重要な会議へ出席する他、業務、財産の調査等を実施するとともに、内部監査部門並びに会計監査人との連携により監査機能を充実し、モニタリング機能を果たしております。

(3)会計監査人の機能は以下の通りです。

当社は、会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場からの公正な会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の定めによる特別な利害関係はありません。

(4)監査役の機能強化に向けた取組みについて

全監査役とも積極的に取締役会に出席し、独立的立場から取締役の職務執行状況を監視しております。また、当社の監査役3名は社外監査役であります。特に社外の視点からのチェック機能を重視することによって、監査機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載した取組みと実践により、当社のコーポレート・ガバナンス体制は適正に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月26日に開催した株主総会に係る招集通知については、法定期日までに発送致しました。
その他	招集通知につきましては、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL (https://inest-inc.co.jp/ir) において、決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、株主総会の招集通知、最新の財務データ等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、「管理本部広報・IR」を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	これまでのやり方にとらわれず、常に原理原則で考え、全てのステークホルダーにとって最も利益となることを、当社グループ一丸となって追求し続けます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における、業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令/定款に適合することを確保するための体制
(イ) コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規定を制定し、取締役および全従業員が法令・定款・社内規定およびこれに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
(ロ) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
(ハ) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
(ニ) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
(ホ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役および監査役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(イ) 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
(ロ) 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
(ハ) リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
 - ・職務権限・意思決定ルール策定および見直し
 - ・取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
 - ・予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
 - ・経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(イ) 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに子会社、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
(ロ) 当社内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。
(ハ) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
(ニ) 当社は、当社および子会社（以下本号および(ハ)において「グループ」といいます。）全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。
(ホ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。
(ヘ) 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
(ト) 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
(チ) 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的に子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
(リ) 当社は、当社の親会社の内部監査担当部門から定期的に内部監査を受け、同部門と連携を図るとともに、当社の親会社の監査役や内部監査担当部門と、当社の監査役や内部監査部門との間で、適宜、意見交換をするものとします。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(イ) 当社は、監査役から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、監査役の監査業務を補助する人員（以下「監査役補助人」といいます。）を配置するものとします。
(ロ) 監査役補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
(ハ) 監査役補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査役補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査役補助人は、監査役の職務の補助業務に関しては、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けけないものとします。
(ニ) 取締役および従業員は、監査役の要請により、以下の措置を講じるほか、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に

協力するものとします。

- ・監査役補助人が、監査役に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
- ・監査役補助人が、監査役に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。

7.取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに監査役に報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(イ)取締役および従業員は、次に定める事項を監査役および監査役会に報告するものとします。

- ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令定款違反

(ロ)子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前項各号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査役および監査役会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。

(ハ)当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査役および監査役会に報告するものとします。

(ニ)前三号に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。

(ホ)前号に伴い、監査役は、取締役または従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

8.監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の仕事の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

9.その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役がその仕事を執行するために必要とする報告を求めたときは、その仕事の執行に関する事項の説明を行うものとします。

(ロ)当社は、監査役会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査役の仕事業務に適した監査役会室を設置するものとします。なお、監査役会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。

(ハ)当社は、監査役が要請した場合、監査役が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。

(ニ)内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。

(ホ)当社は、社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査役会の合理的な要請により、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは、企業にとって社会的責任の観点から必要かつ重要と考え、当社がとるべき基本的な基準・指針を定めた「企業倫理行動指針」の中で、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断する」ことを定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

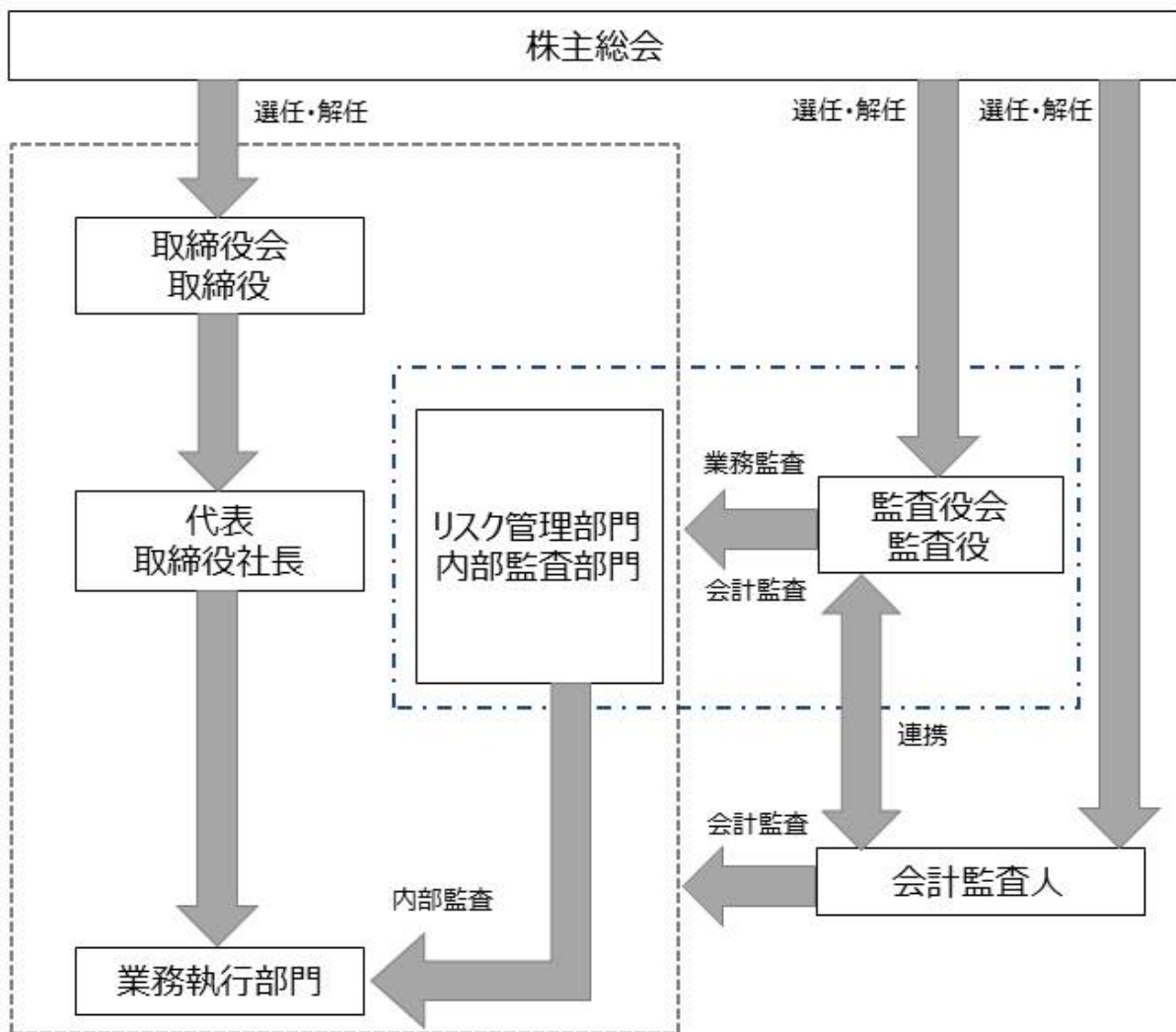
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【業務執行の体制、経営監視および内部統制の仕組み】



時開示体制の概要】

